

個人市民税 Q & A

市民税に関してよくある質問とその回答を紹介しています。

年の途中で市外へ引っ越した場合の市民税

Q すでに新発田市から転出しているのに、新発田市から住民税(市民税・県民税)の納税通知書が届いたのはなぜですか？

A 住民税は毎年1月1日にお住まいの市区町村や都道府県に対して納付する税金です。すでに転出している場合でも、1月1日に住んでいた市区町村や都道府県に対して納税することになります。

退職後の市民税

Q 会社を退職してからの住民税(市民税・県民税)は、どのようになりますか？

A 給与天引きで住民税を納めていただいている方は、前年の収入に基づいて決定した住民税を毎年6月から翌年5月までの12回に分けて天引きさせていただいています。この期間、途中で退職された場合、不足分(天引き出来ない分)の住民税は最後の給与から残額を一括徴収するか、退職後に自分で納付されるか選択していただくこととなります。(1月以降の退職の場合は一括徴収のみとなります)
また、退職後の6月になりますと、前年の収入に対しての住民税が新たに課税されます。
なお、退職金への住民税は、退職金から天引きされ納税が完了します。

年の途中で亡くなった方の住民税

Q 主人が年の途中で亡くなったのですが住民税(市民税・県民税)は、どのようになりますか？

A 住民税は毎年1月1日にお住まいの市区町村や都道府県に対して納付する税金です。したがって、1月2日以降に亡くなられた場合は住民税が課税されますので、相続人が納税義務を引き継ぐこととなります。

例 平成26年度住民税の場合

平成26年2月20日に亡くなられた場合、平成26年度は課税されます。

平成25年11月15日に亡くなられた場合、平成26年度は課税されません。